

令和元年度小・中学校各教科等担当指導主事連絡協議会 報告書

教科・領域	音楽		愛知県教育委員会
月日・曜	小：6月17日(月) 中：6月18日(火)	会場名	国立オリンピック記念青少年総合センター

<小学校> 文化庁参事官(芸術文化担当)付教科調査官
文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官 志民 一成

学習指導要領の「教科の目標」と改善通知の「評価の観点及びその趣旨」を確認する。

【小学校学習指導要領 第2章 第6節 音楽「第1 目標」】

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

	(1)	(2)	(3)
目 標	曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。	音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。	音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

(小学校学習指導要領P.116)

【改善等通知 別紙4 音楽(1) 評価の観点及びその趣旨<小学校 音楽>】

	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣 旨	・曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解している。 (※1) ・表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌ったり、演奏したり、音楽をつくったりしている。 (※2)	音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考え、どのように表すかについて思いや意図をもったり、曲や演奏のよさなどを見だし、音楽を味わって聴いたりしている。	音や音楽に親しむことができるよう、音楽活動を楽しみながら主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。

(改善等通知 別紙4 P.14)

※ 「知識・技能」の観点の趣旨は、知識の習得に関すること(※1)と技能の習得に関すること(※2)とに分けて示している。これは、学習指導要領の指導事項を、知識に関する資質・能力(事項イ)と技能に関する資質・能力(事項ウ)とに分けて示していること、技能に関する資質・能力を「A表現」のみに示していることを踏まえたものである。また「A表現」の題材の指導に当たっては、「知識」と「技能」の評価場面や評価方法が異なることが考えられる。したがって「A表現」の題材では、評価規準の作成においても「知識」と「技能」とに分けて設定することを原則とする。なお「B鑑賞」の題材では、※2の趣旨に対応する評価規準は設定しない。

学習指導要領の「学年の目標」と改善等通知の「学年別の評価の観点及びその趣旨」を確認する。

【小学校学習指導要領 第2章 第6節 音楽「第2 各学年別の目標及び内容」】

(表裏の関係にある)

【改善等通知 別紙4 音楽(2) 学年別の評価の観点の趣旨】

題材の評価規準の作成の仕方について

○ 「知識・技能」の評価規準の設定方法について

- ・ 知識については「評価の観点の趣旨」と同様に、事項イの文末を「～している」と変更することで作成することができる。
- ・ 技能については「評価の観点の趣旨」の文末では「歌ったり、演奏したり、音楽をつくったりしている」と示している。評価規準においても同様に、事項ウの文末を、扱う分野に応じて「歌っている」「演奏している」「音楽をつくっている」より選択して置き換えることで作成することができる。なお、「B鑑賞」の題材においては設定しない。
- ・ 事項にある「次の(ア)及び(イ)」や「次の(ア)から(ウ)まで」の部分には、(ア)から(ウ)までの事項のうち、題材で扱う指導事項を一つ以上挿入することで設定することができる。なお、複数の事項を示しているものについては、当該の題材の目標や学習内容等に応じて、いずれか一つ、または複数を設定することが考えられる。また、評価場面や評価方法が同じである場合、一文で表記することも考えられる。なお、技能に関しては「～するために必要な」の後に適宜「、」を挿入する。

○ 「思考・判断・表現」の評価規準の設定方法について

- ・ 「思考・判断・表現」については、「評価の観点の趣旨」において、①〔共通事項〕アに関する事、②表現領域に関する事、③鑑賞領域に関する事を示している。評価規準においても同様に、表現領域では①〔共通事項〕ア及び②表現領域に関する内容、鑑賞領域では①〔共通事項〕ア及び③鑑賞領域に関する内容の事項に応じて、それぞれの具体的内容に置き換え、文末を「～している」と変更することで作成することができる。
- ・ 事項アでは、前半部分に「知識や技能を得たり生かしたりしながら」と示しているが、この「得たり生かしたり」は、「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」とがどのような関係にあるかを明確にするために示している文言であり、この題材の評価規準の例ではその文言を用いていない。
- ・ ①〔共通事項〕アに関する事については、音色、リズム、速度、旋律、強弱、音の重なり、和音の響き、音階、調、拍、フレーズ、反復、呼びかけとこたえ、変化、音楽の縦と横の関係など、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」2(8)に示した「ア 音楽を特徴付けている要素」や「イ 音楽の仕組み」から、その題材の学習において児童の思考・判断の拠りどころとなる、主な音楽を形づくっている要素を適切に選択して置き換えることで作成することができる。

○ 「主体的に学習に取り組む態度」の評価規準の設定方法について

- ・ 当該学年の「評価の観点の趣旨」の内容を踏まえて作成する。「評価の観点の趣旨」の文頭部分「音や音楽に親しむことができるよう」は「主体的に学習に取り組む態度」における音楽科の学習の目指す方向性を示しているものであるため、各題材の評価規準としては設定しない。
- ・ 「評価の観点の趣旨」の「表現及び鑑賞」の部分は、扱う領域や分野に応じて「歌唱」「器楽」「音楽づくり」「鑑賞」より選択して置き換える。なお、「学習活動」とは、その題材における「知識及び技能」の習得や「思考力、判断力、表現力等」の育成に係る学習活動全体を指している。
- ・ 「評価の観点の趣旨」の「楽しみながら」の部分は、「主体的・協働的に」に係る言葉であり、単に活動を「楽しみながら」取り組んでいるかを評価するものではない。あくまで、主体的・協働的に取り組む際に「楽しみながら」取り組めるように指導を工夫する必要があることを示唆しているものである。
- ・ 文頭部分には、その題材の学習に粘り強く取り組んだり、自らの学習を調整しようとする意志をもったりできるようにするため必要となる、興味・関心をもたせたい扱う教材曲の特徴などに関する事柄を記載することが考えられる。

学習指導要領の「教科の目標」と改善通知の「評価の観点及びその趣旨」を確認する。

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

	(1)	(2)	(3)
目 標	曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。	音楽表現を創意工夫することや音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。	音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

(中学校学習指導要領 P. 99)

	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣 旨	<ul style="list-style-type: none"> ・曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解している。 (※1) ・創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌唱、器楽、創作で表している。 (※2) 	音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考え、どのように表すかについて思いや意図をもったり、音楽を評価しながらよさや美しさを味わって聴いたりしている。	音や音楽、音楽文化に親しむことができるよう、音楽活動を楽しみながら主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。

(改善等通知 別紙4 P. 14)

学習指導要領の「学年（又は分野）の目標」と改善等通知の「学年別（又は分野別）の評価の観点及びその趣旨」を確認する。

(※小学校と同様である)

題材の評価規準の作成の仕方について

○ 「知識・技能」の評価規準の設定方法について

- ・ 「知識」については、観点の趣旨を「～について理解している」と示しているため、そのまま評価規準として設定することができる。具体的には、「～」の部分に、その題材の領域や分野、学習内容等に応じて事項イの（ア）、（イ）のいずれか又は両方から適切に選択して置き換える。
- ・ 「技能」については、観点の趣旨を「創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付け、～で表している」と示しているため、そのまま評価規準として設定することができる。具体的には「創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能」の部分に、その題材の分野や学習内容等に応じて事項ウに置き換える。歌唱、器楽については、事項ウの（ア）（イ）のいずれか又は両方から適切に選択して置き換える。また「～」の部分に「A 表現」において扱う分野に応じて、「歌唱」、「器楽」、「創作」から選択して置き換える。なお「B鑑賞」の題材においては設定しない。

<評価基準を設定する際の留意点>

- ・ 「音楽の構造」とは、音楽を形づくっている要素そのものや要素同士の関わり方及び音楽全体がどのように成り立っているかなど、音や要素の表れ方や関係性、音楽の構成や展開の有り様などである。この「音楽の構造」は「思考・判断・表現」の評価規準において位置付けた音楽を形づくっている要素との関わりについて十分考慮して指導と評価を行う必要がある。例えば「思考・判断・表現」の評価規準で「音色」を選択して位置付けている題材の場合、生徒が「音色」を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したこと、感受したこととの関わりについて考える過程において、「この曲は、はじめは木管楽器の音色が中心になっているけれど、途中から金管楽器や打楽器が出てきているので、曲の前半と後半ではずいぶん雰囲気が違うな」と捉えることがある。これは生徒が、この曲の構造として「この曲は、AとBの二つの部分でできている」と捉えていることと同様であると考えることができる。このように、「音楽の構造」は教材曲などの構造について、「音楽の構造」を捉えることのみに着目して、その構造を詳細に捉えられるようにしなければならないというのではなく、「思考・判断・表現」の評価規準の中で選択した音楽を形づくっている要素との関わりの中で捉えていくことのできるものとして考えておくことが大切である。
- ・ (ア)、(イ) などのように複数の事項を示しているものについては、題材の目標に照らして、一つ以上を選択して設定する。また、評価場面や評価方法が同じである場合は、一文で表記することも考えられる。

○ 「思考・判断・表現」の評価規準の設定方法について

「思考・判断・表現」については、観点の趣旨を①〔共通事項〕アに関すること（音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考え）、②「A表現」に関すること（どのように表すかについて思いや意図をもったり）、③「B鑑賞」に関すること（音楽を自分なりに評価しながらよさや美しさを味わって聴いたりしている）で構成し、「～している」と示している。したがって、「A表現」の学習では①と②で構成することによって評価規準を設定することができる。「B鑑賞」の学習では①と③で構成することによって評価基準を設定することができる。なお、「B鑑賞」については①の文末を「考えるとともに、」とし、③については、その題材の学習内容等に応じて事項アの（ア）、（イ）、（ウ）から一つ以上を適切に選択して置き換える。

<評価基準を設定する際の留意点>

- ・ 事項アの前半の「知識や技能を得たり生かしたりしながら」は、「知識及び技能」と「思考力・判断力・表現力等」とがどのような関係にあるかを明確にするために示しているものであるため、内容のまとまりごとの評価規準では、その文言は用いない。

○ 「主体的に学習に取り組む態度」の評価規準の設定方法について

- ・ 「主体的に学習に取り組む態度」については、観点の趣旨を「～取り組もうとしている」と示しているため、そのまま評価規準として設定することができる。

<評価基準を設定する際の留意点>

- ・ 「音や音楽、音楽文化に親しむことができるよう」は、「主体的に学習に取り組む態度」における音楽科の学習の目指す方向性を示しているものであるため、各題材の評価規準としては設定しない。また、「学習活動」とは、その題材における「知識及び技能」の習得や「思考力、判断力、表現力等」の育成に係る学習活動全体を指している。
- ・ 観点の趣旨に示している「楽しみながら」は、「主体的・協働的に」に係る言葉であり、「楽しみながら取り組んでいるか」を評価するものではない。あくまで、主体的・協働的に取り組む際に「楽しみながら」取り組めるように指導を工夫する必要があることを示唆しているものである。